

鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（抄）

（平成19年1月環境省告示第3号）

II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(5) 許可権限の市町村長への委譲

都道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数、分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする市町村や種を限定した上で、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努めるものとする。

また、(9)に示す場合及び法第12条に基づき狩猟の禁止又は制限がなされている絶滅のおそれのある地域個体群についての捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護管理が求められる場合については、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮するものとする。

都道府県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、本基本指針及び鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び都道府県知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するものとする。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮するものとする。

<鳥獣関係統計データ抜粋>

有害鳥獣捕獲

区分 年度及び 都道府県	許可証 交付数
平成 21 年度	252,476
平成 22 年度	282,907
平成 23 年度	322,190
01 北海道	15,577
02 青 森	731
03 岩 手	606
04 宮 城	1,297
05 秋 田	707
06 山 形	1,212
07 福 島	2,414
08 茨 城	585
09 栃 木	450
10 群 馬	1,191
11 埼 玉	398
12 千 葉	6,146
13 東 京	3,865
14 神奈川	20,199
15 新 潟	4,150
16 富 山	4,521
17 石 川	304
18 福 井	810
19 山 梨	168
20 長 野	1,544
21 岐 阜	1,810
22 静 岡	24,686
23 愛 知	620
24 三 重	7,179
25 滋 賀	678
26 京 都	5,621
27 大 阪	1,479
28 兵 庫	17,796
29 奈 良	-
30 和歌山	3,379
31 鳥 取	634
32 島 根	21,157
33 岡 山	66,582
34 広 島	13,131
35 山 口	9,645
36 徳 島	522
37 香 川	6,943
38 愛 媛	22,701
39 高 知	18,545
40 福 岡	1,264
41 佐 賀	276
42 長 崎	1,406
43 熊 本	1,188
44 大 分	355
45 宮 崎	18,000
46 鹿児島	9,516
47 沖 縄	202

鳥獣飼養状況

区分 年度及び 都道府県	計 (単位：羽+頭)
平成 21 年度	8,511
平成 22 年度	8,545
平成 23 年度	9,364
01 北海道	51
02 青 森	76
03 岩 手	51
04 宮 城	-
05 秋 田	15
06 山 形	114
07 福 島	-
08 茨 城	91
09 栃 木	-
10 群 馬	36
11 埼 玉	-
12 千 葉	115
13 東 京	294
14 神奈川	151
15 新 潟	14
16 富 山	39
17 石 川	-
18 福 井	14
19 山 梨	1
20 長 野	-
21 岐 阜	222
22 静 岡	418
23 愛 知	494
24 三 重	105
25 滋 賀	64
26 京 都	50
27 大 阪	341
28 兵 庫	124
29 奈 良	60
30 和歌山	228
31 鳥 取	16
32 島 根	64
33 岡 山	44
34 広 島	186
35 山 口	250
36 徳 島	118
37 香 川	29
38 愛 媛	300
39 高 知	996
40 福 岡	619
41 佐 賀	206
42 長 崎	438
43 熊 本	271
44 大 分	210
45 宮 崎	406
46 鹿児島	1,135
47 沖 縄	908

販売許可状況(ヤマドリのみ)

区分 年度及び 都道府県	許可件数
平成 21 年度	17
平成 22 年度	19
平成 23 年度	15
01 北海道	-
02 青 森	-
03 岩 手	-
04 宮 城	-
05 秋 田	1
06 山 形	-
07 福 島	-
08 茨 城	1
09 栃 木	1
10 群 馬	3
11 埼 玉	-
12 千 葉	2
13 東 京	-
14 神奈川	-
15 新 潟	3
16 富 山	-
17 石 川	-
18 福 井	-
19 山 梨	-
20 長 野	-
21 岐 阜	1
22 静 岡	-
23 愛 知	-
24 三 重	-
25 滋 賀	-
26 京 都	-
27 大 阪	-
28 兵 庫	-
29 奈 良	-
30 和歌山	-
31 鳥 取	-
32 島 根	-
33 岡 山	-
34 広 島	-
35 山 口	3
36 徳 島	-
37 香 川	-
38 愛 媛	-
39 高 知	-
40 福 岡	-
41 佐 賀	-
42 長 崎	-
43 熊 本	-
44 大 分	-
45 宮 崎	-
46 鹿児島	-
47 沖 縄	-

都道府県ごとの市町村への権限移譲状況【第9条第1項の捕獲許可における目的ごとの整理、地方自治法に基づく事務処理特例条例を利用したものに限定】

※ホームページで公表されている各都道府県の事務処理特例条例等を元に作成(平成26年4月現在)
 ※ホームページからは詳細不明なものもあり、必ずしも全国の状態を網羅的に把握したのではない。

都道府県	捕獲等の目的			備考
	学術研究	被害防止	その他	
北海道		○		
青森		○		
岩手		○		クマ緊急の場合も含む
宮城		○		
秋田		○		
山形		○		
福島		○	○	
茨城		○		
栃木	○	○	○	
群馬				
埼玉		○		
千葉	-	-	-	
東京	-	-	-	
神奈川	○	○	△	愛玩以外の捕獲許可
新潟	○	○		
富山		○		
石川		○		
福井		○		
山梨		○		
長野		○		詳細不明
岐阜		○		
静岡		○		
愛知		○		
三重		○		
滋賀		○		
京都		○	△	傷病鳥獣の保護含む
大阪		○	○	(被害防止も個体数調整も)狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト、ニホンザル、イタチ(メスに限る。)&及びオオソウシヤク(メスに限る。)

都道府県	捕獲等の目的			備考
	学術研究	被害防止	個体数調整	
兵庫	○			カワウ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノイヌ、ノネコ、アライグマ、ハクビシ、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、ヌートリア、ノウサギ、トバト及びサル
奈良	○			ゴイサギ、コウライキジ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、コサギ、トバト、ノウサギ、タイワンリス、アライグマ、タヌキ、キツネ、イタチ、ミンク、アナガ、ハクビシ、イノシシ(イノブタを含む)、シカ、ヌートリア、サル
和歌山	○			狩猟鳥獣(ツキノワグマを除く)、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マンゲース及びビヤギ
鳥取	○			狩猟鳥獣(クマを除く※)又は狩猟鳥獣以外の鳥獣でヘラサギ、ホンドモモンガ、ヤマネ、オオハクチョウ、シノリガモ、ハイロチュウヒ、コミミズク、コノハズク、カヤクグリ及びホシガラス以外
鳥根	○	△	○	※鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡三朝町及び日野郡日南町に限り、クマによる被害防止目的の捕獲許可権限を移譲
岡山	○	△	○	被害防止目的：鳥獣(ツキノワグマを除く。)のみのみ
広島	○	△	○	個体数調整：イノシシのみ。
山口	○	△		カワウ、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモ、トビ、キジバト、カワラバト(トバト)、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、アナガ、アライグマ、ハクビシ、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア及びノウサギ
徳島	○			鳥獣(ツキノワグマを除く。)
香川	○			カワウ、ゴイサギ、アマサギ、アオサギ、コサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシブトガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、トビ、キジバト、ドバト、ヒヨドリ、ウソ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、サル、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン(ツシマテンを除く。)、イタチ、チヨウセンイタチ、アナガ、アライグマ、ハクビシ、イノシシ(イノブタを含む。)、ニホンジカ、ヌートリア又はノウサギ
愛媛	○			ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシブトガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トバト、タヌキ、ノイヌ、ノネコ、ハクビシ、イノシシ、ノウサギ、ニホンザル、アライグマ、ヌートリア及びニホンジカ
高知	○			香川県レッドデータブック掲載種以外の鳥獣(飛行場の区域内における航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を除く。)
福岡	○	△		狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト(ドバト)、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マンゲース及びビヤギ(国有林野又は国有林の区域内において国又は県が行うものを除く。)、また、飛行場の区域内における航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣
佐賀	○			※詳細は規則で定められているが規則が不詳
長崎	○	△	○	その他は「ホオジロ及びメジロの飼養目的」のみ
熊本	○	△	○	詳細は規則で定められているが規則が不詳
大分	○	△	○	メジロ1羽を捕獲する場合のみ
宮崎	○	△		その他は「傷病その他の理由により緊急に保護を要するもの」及び「飼養の目的でメジロの捕獲しようとする場合」で、対象は、宮崎市、都城市、日南市、小林立市、日向市、えびの市、三股町、高原町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町及び日之影町
鹿児島	○	△		その他は「メジロを飼養の目的で捕獲しようとする場合」のみ
沖縄		△		その他は愛玩(メジロ)目的のみ